

1 文化の力による全国の地方創生の実現に向けた、東京オリンピック・パラリンピック開催までの文化庁の全面的な京都移転の推進

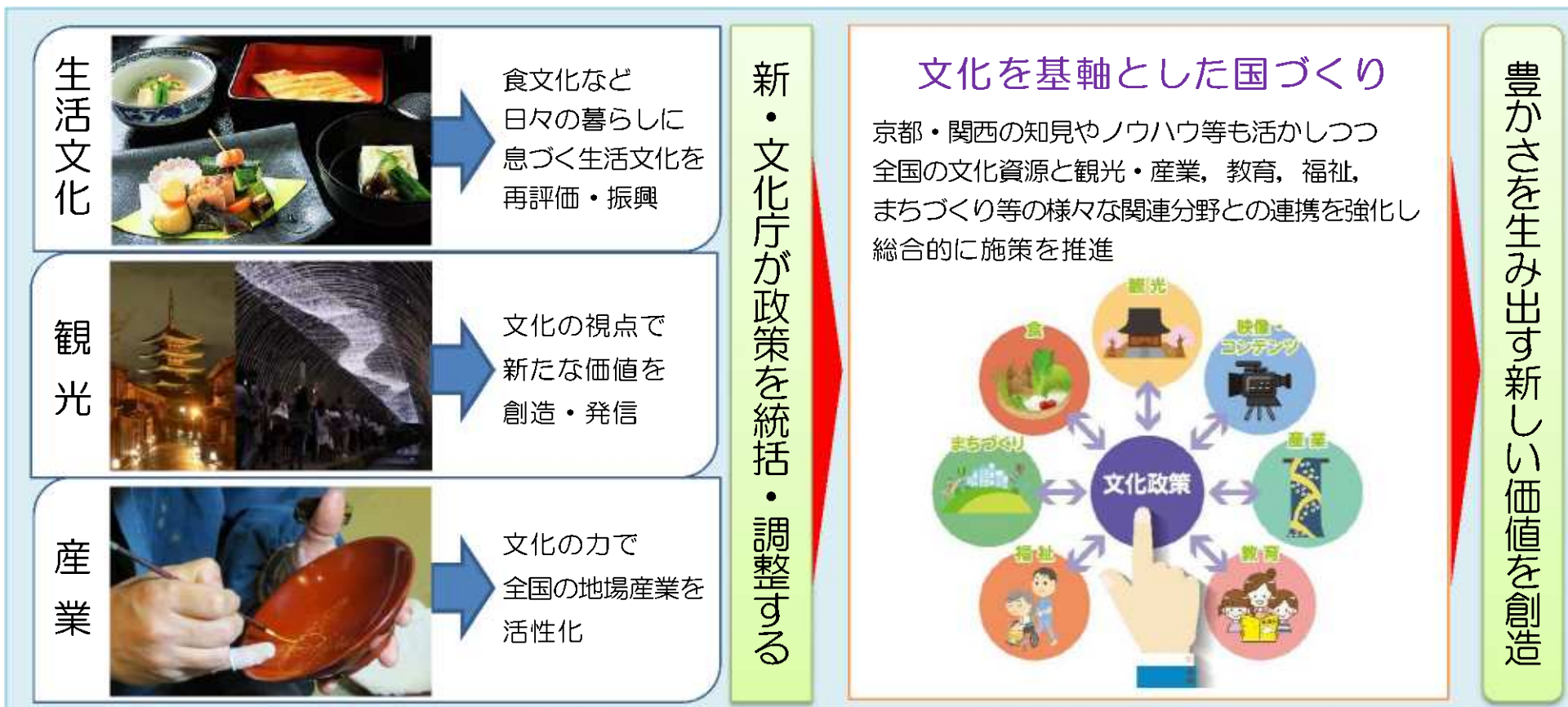
文化芸術振興基本法の改正に向けた取組も踏まえ、文化庁の機能強化、体制・予算の抜本的拡充、及び文化庁の全面的な京都移転の推進のため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 文化と観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な政策分野を連携・融合した新しい文化行政を推進するための、文化庁の機能強化、体制・予算の抜本的拡充
- (2) 「全面的な移転」という政府方針にふさわしい組織体制（機能・規模）での移転の実現
- (3) 文化庁の移転場所決定後、早期の庁舎整備の着手と必要な予算等の措置
- (4) (独) 国立文化財機構、(独) 国立美術館、(独) 日本芸術文化振興会の移転の実現

文化と観光・産業，教育，福祉，まちづくり等の様々な政策分野を連携・融合した新しい文化行政を推進するための，文化庁の機能強化，体制・予算の抜本的拡充



要望

新・文化庁は，日本人の暮らしに根差す幅広い「文化」に
目を向け，文化政策を統括・調整する省庁として，
権限の更なる強化や体制・予算の抜本的拡充が必要

日仏の文化予算の比較（2016年度）※

日 本	1,040億円 (国家予算の0.10%)
フランス	4,238億円 (国家予算の0.89%)

※ 出典：2016年文化庁委託事業「諸外国の文化予算に関する調査報告書」2

「全面的な移転」という政府方針にふさわしい組織体制（機能・規模）での移転の実現

文化庁の京都への「全面的な移転」の政府決定 — 政府関係機関移転基本方針（H28.3）

➤政治・経済等が東京に集中する中で、全国それぞれの地域が誇る文化の多様性を確保、文化の力による地方創生を実現する。

「全面的な移転」に向けた取組

- ICT実証実験（H28.7）
 - ⇒ 概ねスムーズな会話が可能
 - ⇒ 本省と同レベルのセキュリティを確保
- 文化庁地域文化創生本部の設置（H29.4）
 - ⇒ 本格移転に向けた準備
 - ⇒ 移転のメリットを示すため、先行的に移転
 - ⇒ 京都から新たな文化行政を全国に発信



開所式の様子



開所式後のテレビ会議

～ICTの活用等により国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の先駆けに～

京都及び関西での地元を挙げた協力・連携

- 文化庁と、関西広域連合、京都府、京都市、関西経済連合会との共同宣言（H28.7）
- 文化庁の受入体制構築のため、行政と経済界による文化庁移転準備会議を設置（H28.10）

～「**応分の負担**」等の約束を
オール京都で誠実に実行～

- 文化庁地域文化創生本部に関西の自治体、企業等が職員派遣

～**関西地域で協力し、**
想定を超える38人規模の組織に～

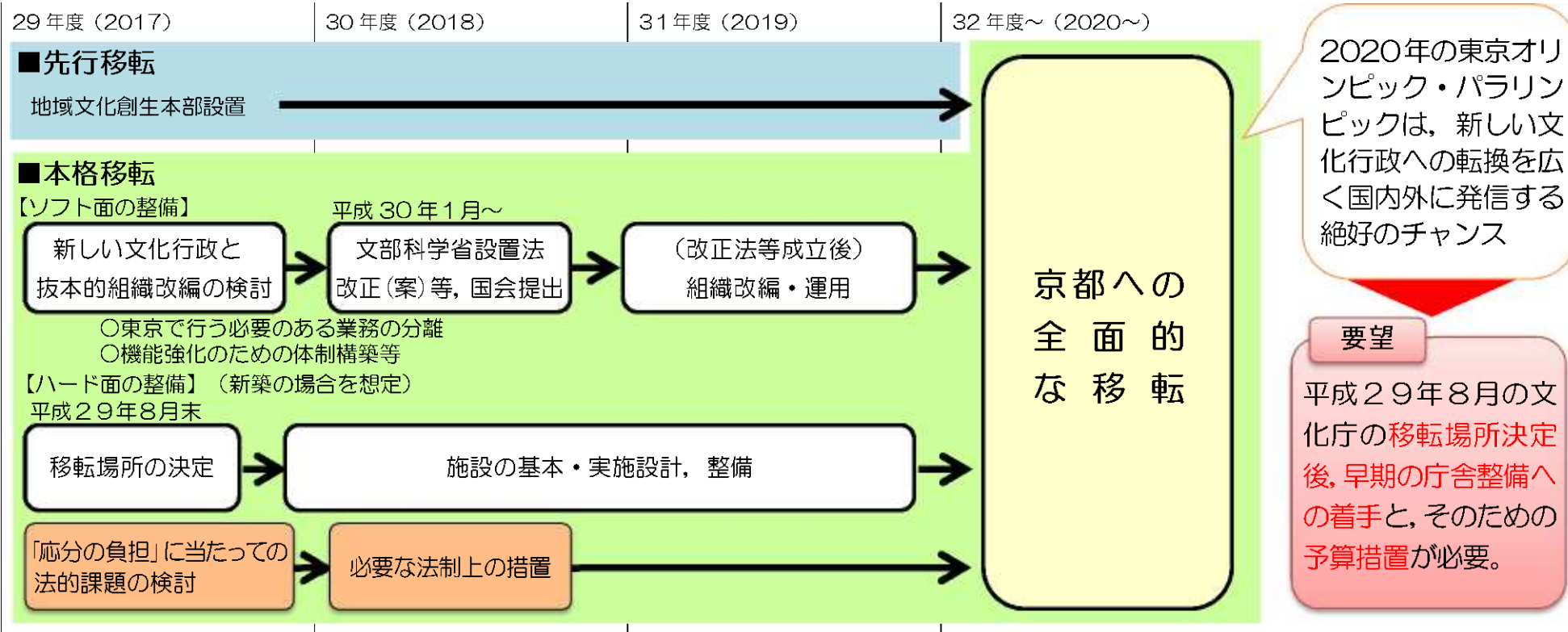
派遣自治体・企業等

京都市(5人)、京都府(5人)、
滋賀県、奈良県、和歌山県、
兵庫県、神戸市、堺市、
京都大学、大阪大学、
京都商工会議所、淡交社、
JTB西日本、凸版印刷

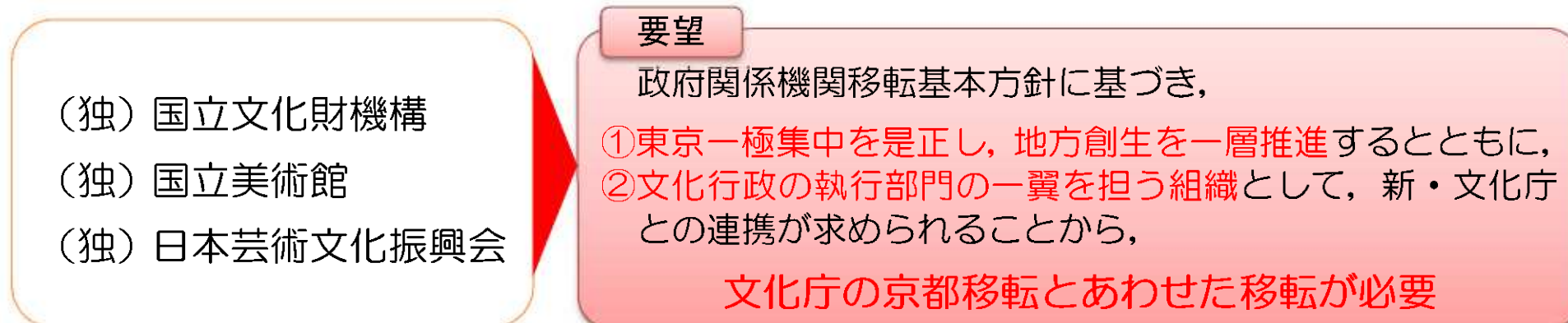
要望

全国の地方創生を目指し東京一極集中の是正を政府が率先するため、
「全面的な移転」という政府方針にふさわしい組織体制（機能・規模）での移転の実現が必要

文化庁の移転場所決定後、早期の庁舎整備の着手と必要な予算等の措置



(独) 国立文化財機構, (独) 国立美術館, (独) 日本芸術文化振興会の移転の実現



2 日本の「文化力」をより一層向上させるための 国との連携及び支援の充実

文化庁地域文化創生本部の京都への設置(今年4月)を踏まえ、文化を基軸に様々な政策分野を融合して新たな価値を創造することにより、日本の「文化力」の更なる向上と世界への発信に貢献するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案 (1)

東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、日本文化を国内外に発信する取組

(1) 「京都文化力プロジェクト2016-2020」への連携・支援

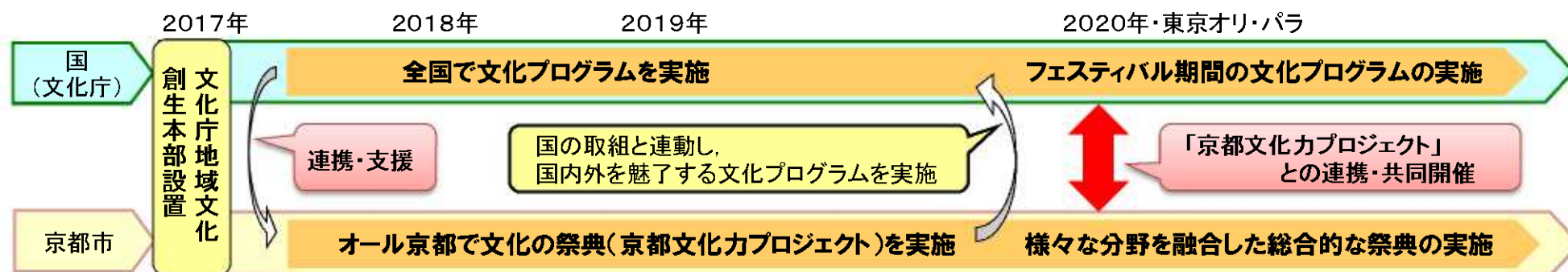
京都の「歴史力」、「文化力」を活かし、京都から率先して全国の機運を高め、国が進める取組を牽引

- (2) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の、国が進める「MANGAナショナル・センター（仮称）」としての位置付け
- (3) 国が進める「明治150年」事業と連携し、明治という時代の幕開けの舞台・京都から、率先して取組を推進するための財政支援

京都の文化資源を活かして、日本文化を守り、創造・発信する取組

- (4) 世界遺産・二条城が文化財の保存と積極的活用のモデルとなるための取組や、その価値を次代へ継承するための本格修理事業への財政支援
- (5) 伝統芸能文化センター機能（伝統芸能の創造普及や先駆的取組、ネットワーク構築等）の推進に向けた支援
- (6) 日本の文化芸術を牽引し、国内外に発信する機能を高めるための京都市美術館へのハード（再整備事業）・ソフト（展覧会運営等）両面の財政支援

京都文化力プロジェクト2016－2020への連携・支援



京都文化芸術都市創生計画の推進による「文化芸術立国」の実現

文化芸術を基軸に観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な政策分野を融合し、新たな価値の創出を目指し、平成29年3月に「第2期京都文化芸術都市創生計画」を策定。文化庁の全面的な京都移転を踏まえ、更に多彩な取組を展開することで、全国の地方創生の先頭に立ち、京都が「文化芸術立国」の実現に向けて、その中核を担う。

「京都国際マンガミュージアム」の「MANGA ナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

現状

現在、「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟」を中心に、マンガ・アニメ・ゲーム（MANGA）に関する「①資料の蓄積」、「②人材の育成や産業振興」、「③点在する関連施設の連携拠点としての国際的な情報発信と人の交流の促進」を目指す拠点「MANGA ナショナル・センター（仮称）」の整備が検討されている。

施設の立地については、センターのハブ（軸）としての機能を東京に、資料収蔵を主とする機能を地方に分散設置することが検討されている。

コンテンツ分野における京都の強み

- ① 京都国際マンガミュージアム
マンガ関連資料など約30万点を収蔵。年間約30万人が来場。
- ② 特色あるコンテンツ企業
映画撮影所、世界的なゲーム関連企業など、特色ある企業が存在。
- ③ コンテンツ系の教育機関
38の大学・短期大学が集積し、全学生に占める芸術系学部生の割合が全国平均の約2倍（京都市5.1% 全国2.7%）
（マンガ・アニメ＝京都精華大学等、ゲーム＝立命館大学等）
- ④ 官民一体となった取組例
京都国際マンガ・アニメフェア、KYOTO CMEX（京都シーメックス）等

要望

「京都国際マンガミュージアム」においても、センターのハブとしての位置付けを！

効果

東京だけではなく地方からMANGAを世界に発信し、我が国のコンテンツ産業を活性化させ、MANGA文化で日本全体を元気に

3 日本が誇る世界遺産等を次世代に引き継ぐための支援

世界遺産として登録されている「古都京都の文化財」17件（宇治市，大津市の3件を含む）の社寺・城のほか，世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化資産を，人類共通の財産として守り，育て，次世代に引き継ぐため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 世界遺産をはじめ文化遺産を保存・活用するための財政支援及び税制優遇の拡充
- (2) 世界遺産とそのバッファゾーンを一体的に保全するための体制整備，及び特別法の制定
- (3) 「和装」，「華道」，「茶道」，「庭園文化」，「香道」，「書道」，「盆栽」等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援

世界遺産をはじめとした文化遺産を保存・活用するための財政支援等の拡充

京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する14件の社寺・城や、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化遺産が存在

3,000件を超える文化財の宝庫

例えば・・・

【有形文化財】

国 宝	211件	(全国比 19.2%)
重要文化財	1,874件	(全国比 14.3%)
国登録文化財	356件	
市指定・登録文化財	338件	
府指定・登録文化財	153件	

【無形文化財】

国 宝	10件
府指定文化財	9件

～京都市独自の取組～

- ・市指定文化財を対象に、修理費を助成
- ・市内の多彩な有形・無形の文化遺産を選定
(京都を彩る建物や庭園、京都をつなぐ無形文化遺産)

まち・ひと・こころが 織り成す京都遺産

京都の文化遺産をテーマ
ごとにまとめ、地域性、
歴史性、物語性をもった
集合体として認定



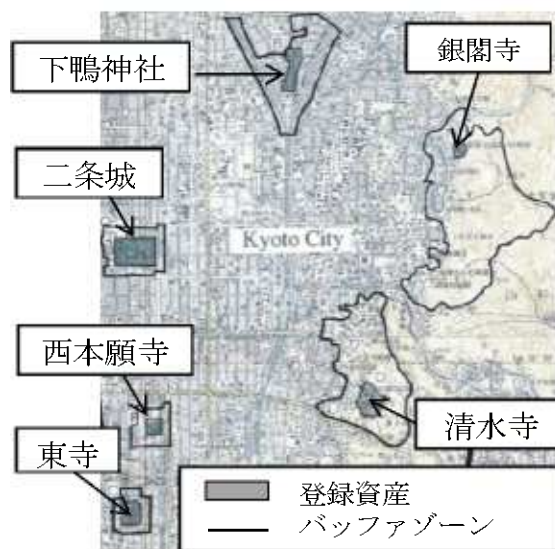
「庭園文化」 無鄰菴庭園

文化遺産の維持・継承・活用が課題！
そのために、

- ① 指定・登録以外の文化財に対する相続税などの税制優遇の拡充
- ② 文化財を次世代に引き継ぐための修理・整備・公開に対する財政支援の拡充

が必要！

世界遺産とそのバッファゾーンを一体的に保全するための体制整備, 及び特別法の制定



現状

- 世界遺産の周辺に、広範囲のバッファゾーンを設定
- 京都市では、都市計画法、景観法、古都保存法のほか、市独自の取組である眺望景観創生条例等も活用し、全国でも類のない厳しい景観規制を実施
- 世界遺産を含む京都の景観上重要な寺社等と、その周辺の歴史的景観を保全するための独自施策を検討中

課題

- 昨今、バッファゾーン内では、市の景観規制以上の景観への配慮が求められる傾向があるが、世界遺産のコアゾーンと異なり、国策としての規制や支援等がないため、現行制度以上の制限を課すことに限界がある
- 国策として、世界遺産と共にその周辺市街地の魅力を向上させる政策が必要

世界遺産と一体的にバッファゾーンの魅力を向上させるため、

- ① バッファゾーンの保全を、文化庁地域文化創生本部が調査研究を行う「新たな政策課題」と位置付け、保全に資する制度や施策について検討を行い、
- ② バッファゾーンの在り方や特別法の制定、更には、財政的な支援制度の創設について、国策としての取組が必要！

4 京町家の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等

京都・日本の貴重な財産である京町家の滅失が進行しています（毎年約2%滅失。21年度48,000軒⇒28年度40,000軒）。本市では京町家再生プランの策定、改修助成、相談体制の構築、担い手の育成等に加え、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定しましたが、依然、滅失に歯止めがかかっていません。

こうした状況を踏まえ、現在、本市では、京町家の所有者の負担軽減のための支援策や事業者・市民団体等と連携した保全・継承の推進と合わせ、取り壊しに関する事前届出制度を含む条例制定に向けた取組を進めています。

京町家滅失の歯止めを実効あるものとするためには、これらに加え、同制度で制約を受ける京町家に対する相続税の軽減等が必要です。このため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 京町家の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等
- (2) 京町家の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善、及び防火仕様の告示化等

- 京町家は、京都の美しい景観、四季折々の自然と茶道や華道などの歴史に培われた**生活文化、洗練された精神文化の象徴**であり、**京都の貴重な財産、日本・世界の宝**
- 本市では、保全・継承を推進するための施策に順次取り組んできたが、今もなお、**毎年約2%（年間約800軒）の割合で減失が進行し、京都のアイデンティティを脅かす重大な危機**
- 減失の要因の一つに相続税納税のための資産売却が挙げられ、**相続による経済的負担の軽減が求められている。**
- また、京町家の保存・活用にあたっては、建築基準法の適用除外、細街路対策等の京都市独自の取組を進めているものの、京町家全体の円滑な増改築等を可能にするための**建築基準法の更なる制度充実が求められる。**
- 現在、本市では、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、**景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定**や京町家の取り壊しに関する事前届出制度を含む**条例制定に向けた取組を進めている。**



京町家の減失に歯止めをかけ、保全・継承していくためには・・・

要望

相続税の軽減措置や納税猶予といった税制上の支援や建築基準法の制度充実が必要！

相続税の軽減措置、納税猶予

(税制上の支援対象)
今後制定予定の条例に基づき、約40,000軒の京町家の中から、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家を指定。(指定に当たって、所有者の同意は求めない。)

- ☆景観の形成又は文化の継承に重要な京町家（単体指定）
 - ・取り壊そうとする1年前までに、本市に届出を行うことを義務化（罰則あり）
- ☆京町家が集積し、趣きある町並みが形成されている地域又は京都らしい文化が継承されている地域に立地する京町家（地区指定）
 - ・取り壊そうとする1年前までに、本市に届出を行うことを義務化

⇒いずれの京町家も届出後、原則として、1年間は取り壊しできない。

建築基準法の制度充実

広く一般的な京町家を対象に、建築基準法における制度改善、防火仕様の告示化等により、京町家の増改築等を円滑に進め、京町家の保全及び継承を推進

- ☆水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆土壁や軒裏などについて、実験等により耐震防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆伝統構法に適した構造設計法の制度充実
- ☆歴史的な細街路に建つ京町家の更新に向けた接道規定等の制度改善

既存制度

相続税評価の
30%控除

景観重要建造物

歴史的風致形成建造物

**指定した京町家
も対象に！**

**指定した京町家を対象
とする相続税の納税猶
予制度の創設を！**

5 京都らしい町並み景観を保全・再生するための制度の創設・整備等

京都ならではの風情豊かな歴史的町並みを、京都のためだけでなく、日本の宝、世界の財産として、保全・再生し、次世代に引き継ぐために、国の新たな支援等が必要であり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 歴史的な町並み景観の保全や防災対策のための無電柱化事業の推進
- (2) 屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）を規制するための法整備及びガイドラインの策定
- (3) 景観上重要な歴史的資産やその周辺の景観を保全するための財政支援の拡充

無電柱化事業の推進

京都市における無電柱化の進捗状況

管 理 者		京 都 市			国土交通省（直轄国道）			計 (km)	整備率 (%)
		幹線系	景観系	小 計	幹線系	景観系	小 計		
道路	無電柱化済 総延長	33.3	9.0	42.3	21.4	0.0	21.4	63.7	1.76
				3,563			50	3,613	
管路	無電柱化済 総延長	51.0	10.1	61.1	42.8	0.0	42.8	103.9	2.41
				4,215			100.0	4,315	

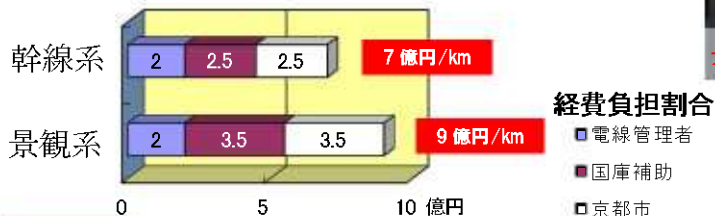
景観系路線の無電柱化も、都市防災の観点からは喫緊の課題！

主な課題

①電線共同溝方式の限界

狭小道路での埋設や地域との合意形成の困難性、高コストなどが課題

②多額の整備費



景観を阻害している電線類

要望

無電柱化の促進には、**無電柱化推進法成立に基づく国の「無電柱化計画」早期策定と、国における必要十分な予算確保が必要！**

さらに、

- 直接埋設・地上機器コンパクト化等の低コスト手法の早期導入
- 景観に配慮すべき地区や沿道建築物の耐震診断が義務化された道路等における補助率引上げなど補助制度の拡充
- 工事完了後の速やかな電柱撤去促進のための補助制度創設
- 国直轄事業における無電柱化事業の推進 が必要！

屋内広告物に係る法整備

現状

屋外広告物の規制強化に伴い、屋内広告物の掲示により同様の効果を得ようとする傾向がある。

屋内広告物はこの高さまで掲出可

特定屋内広告物

屋外広告物の掲出可能な高さ



課題

屋内広告物は、京都市独自の条例に基づき規制はしているものの、屋外広告物法による規制根拠はないため、許可制に基づく規制や行政代執行を背景とした指導ができない。

要望

屋外広告物同様に実効性のある規制や指導ができるよう、**屋外広告物法の改正等の法整備及びガイドラインの策定が必要！**

景観保全に係る財政支援の拡充

現状

京都市での景観重要建造物等の指定件数 1 2 3 件 (年平均 1 0 件)

課題

- ・京町家と並ぶ京都のまちの歴史・文化の象徴：寺社や近代建築物等 → 資金難を要因とする土地の売却やマンション建設による消失事例の発生

要望

景観上重要な歴史的資産やその周辺の景観を保全・再生するため、**景観重要建造物等への助成財源の拡充が必要！**



6 日本文化を支える伝統産業の振興

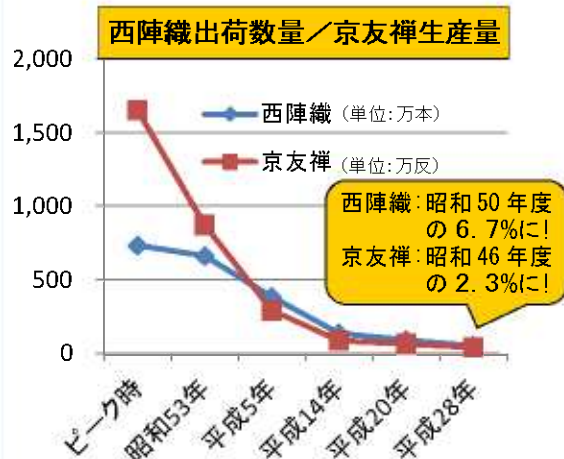
京都のみならず、全国的に、伝統産業製品の生産額や従事者数の減少傾向が続き、永きにわたって受け継がれてきた、日本が世界に誇る優れた技術や卓越した技法の継承が危ぶまれています。全国の生産地が直面する深刻な状況を踏まえ、京都から日本の伝統産業の振興に一層強力に取り組んでいくために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 伝統産業の希少な技術・技法を継承するための支援制度の創設等
- (2) 地方自治体が行う伝統産業の海外展開等への積極的な支援

伝統産業の現状

生活様式の変化や海外製品の流入により、需要は激減し、永きにわたり受け継がれてきた匠の技術の継承が危機的な状況



課題: 国庫補助金の交付要件

- ①「伝統的工芸品産業支援補助金」の対象が産地規模の要件から 17 業種 (全 74 業種) のみ
- ②道具・材料の不足に対する具体的な支援策がない



現状を打開するために

- ①市府指定を対象とした支援制度の創設
- ②道具・材料の製造に対する支援制度の創設

効果

- ①小規模事業者を含め、市府指定の多くの事業者・業種の販路開拓
- ②道具・材料の安定供給により、製造や新たな事業への投資を促進

課題: インバウンド誘致 & 海外展開事業

- ①地方自治体が行う海外展開事業やインバウンド誘致に関する補助制度がない
- ②外国人観光客の伝統産業製品の制作工房訪問ニーズが高いにもかかわらず、受入れ環境が整っていない

現状を打開するために

- ①海外販路開拓への新たな支援制度の創設
- ②工房整備に向けた支援制度の創設

効果

- ①地方自治体による戦略的かつよりきめ細やかな支援が可能に
- ②観光の新たな魅力の創出及び好調なインバウンド消費の取り込み

課題: 伝統産業と現代のライフスタイル

- 生活様式の変化に伴う需要の低迷・海外製品の流入により、日常生活から伝統産業製品が消滅
- 日本の文化と精神性を日常生活の中によみがえらせ、時代のニーズに応える産業としての活性化を図ることが必要不可欠

現状を打開するため

全国で伝統産業が親しまれる機会を創出

「伝統産業の日」の取組の全国拡大及び法制化

国や他の自治体と連携し、一定期間、全国各地で伝統産業に親しむ機会を一齐に展開！
さらに「**伝統産業の日**」を国制定の記念日に！

取組例

- 官公庁での職員のきもの着用
- 各地域の伝統産業製品の使用の奨励
- 「日本酒（地酒）で乾杯」などの日本文化・風習に根付いた普及活動



本市では、平成 13 年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、この日を中心に、市内各地で多彩なイベントを実施

平成 25 年 1 月には、議員提案により、全国で初めて清酒で乾杯する「清酒の普及の促進に関する条例」を制定。清酒の乾杯を通じて、京都が誇る伝統産業のすばらしさを見つめ直し、日本文化の理解・関心を深めることに寄与

7 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、関西国際空港への延伸の実現

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に当たり、日本の精神文化の拠点である京都をその国土軸にしっかりと位置付けていただくことが、東京一極集中の是正や人口減少社会の克服の観点からも極めて重要であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

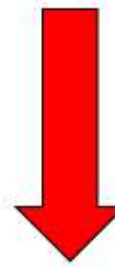
北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、
関西国際空港への延伸の実現

北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かないためにも、国土交通省が調査で想定している平成43年の着工時期にとらわれず、早期整備のための財源を確保することが必要。
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備については、沿線自治体に過度の負担が生じないように、コスト削減や地方負担分に対する十分な財源措置が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に伴いＪＲ西日本から経営分離されないための措置が必要。

北陸新幹線の整備スケジュール

- ①金 沢 ⇄ 敦 賀 間
平成34年度末完成



課題

○8年間の空白期間

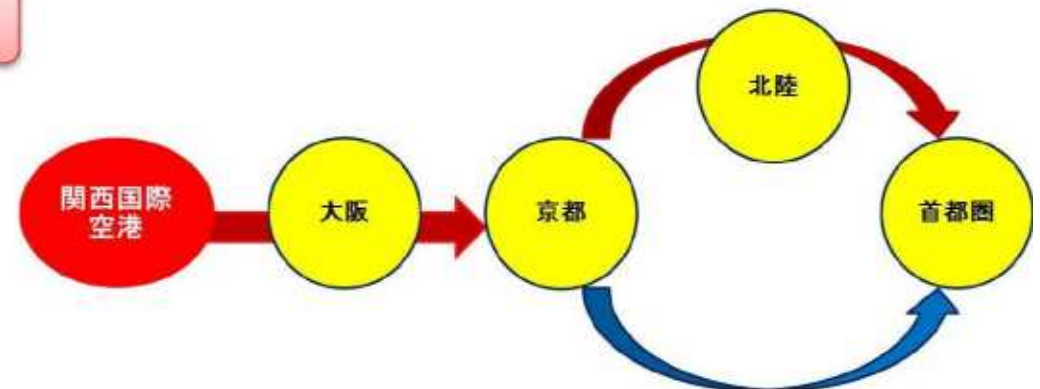
○北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速

- ②敦 賀 ⇄ 大 阪 間
平成43年着工
平成58年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

関西国際空港への延伸

- 北陸新幹線を延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。



8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業， 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、国家政策として整備を推進し、その効果が最大限に発揮されるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案（京都誘致の実現等）

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現（首都圏～京都～関西国際空港を75分でつなぐ）

リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、44 年前に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等)と結節しており、広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し、日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かない。
- リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには、早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- リニアを延伸すれば、国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏、京都がつながる。
- 我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

- 首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ。
- 21 世紀の日本の発展にとって、ものづくり、学術、文化、宗教、観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は、現役の御所、全国的企業、宗教の本山、家元の所在地であり、また、文化庁の移転が正式決定している。政治経済の中心である東京と共に、これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

9 地方創生の推進・京都経済の活性化のための制度改革，及び未来の活力あるまちづくりの推進等

「地方拠点強化税制」については、根拠法の附則等に「施行後3年以内に再検討」と明記され、平成30年はその3年目となります。これについては、東京一極集中の是正、京都経済の活性化のため、実態を反映した優遇地域の対象拡大が課題であり、再検討に当たり、改めて見直しを求めます。

また、未来の京都・近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

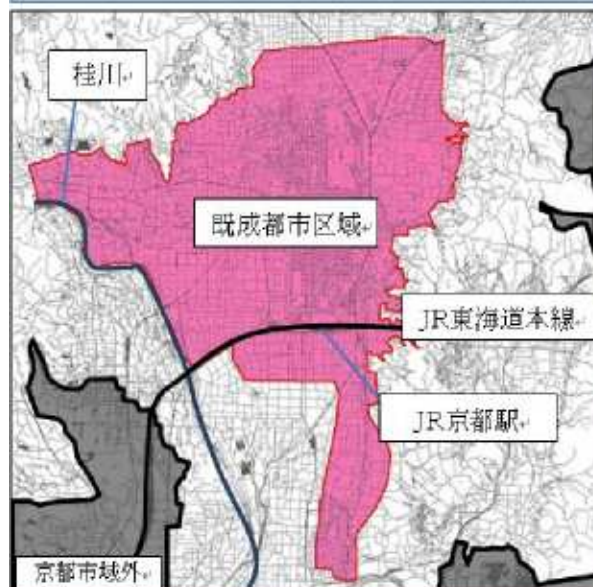
市・府共同提案 (1))

- (1) 東京一極集中是正に向けた企業移転を促進するための「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大
- (2) 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する，
京都刑務所（山科区，敷地10万7千 m^2 ，地下鉄柳辻駅徒歩5分）
京都拘置所（伏見区，敷地2万7千 m^2 ，地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
京都運輸支局（伏見区，敷地2万 m^2 ，地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など，国有地の有効活用の検討

「地方拠点強化税制」の優遇対象拡大

現状・課題

- 地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」・「東京一極集中の是正」であり、「地方拠点強化税制」では、**三大都市圏の既成都市区域（本市の市街地のほぼ全域）が税優遇の対象外**
- 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映（全政令市における京都市の人口順位：昭和35年4位 → 平成27年8位）**
- 本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取組に大きな支障となるおそれ
- 根拠法である地域再生法（平成27年8月10日改正法施行）の附則に「**施行後3年以内に再検討**」と明記
- 税優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（㈱島津製作所、三菱自動車工業㈱、ローマ㈱等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、一方で、法施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。



市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制の税優遇を受けることができない**

京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要

国有地の有効活用の検討

京都刑務所（現在地への設置から90年が経過）

- ① 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
 - ② 地下鉄東西線（平成9年）、京都高速道路（平成23年）の開通により、利便性が格段に向上。
- ※地下鉄山科駅徒歩5分



京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
 - ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）、京都高速道路の開通（平成23年）により、利便性が格段に向上。
- ※近鉄上鳥羽口駅徒歩5分、地下鉄くいな橋駅徒歩5分



将来の京都・近畿の発展、我が国の地方創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

10 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた 「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実

観光立国・日本を実現するため、京都が、日本の精神文化の拠点として、また、伝統、文化、ものづくり、自然、学術、宗教、おもてなしを体現する国際競争力の高い魅力ある観光地として、けん引役を果たすことが重要と考えております。

「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実に向け、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) ホテル・旅館をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実
- (2) M I C E の誘致体制の強化等への支援
- (3) 成熟した訪日旅行者（富裕層）の積極的誘致への支援
- (4) 外国人観光客受入環境整備に対する支援や、外国人観光客のマナーアップに向けた取組の充実
- (5) 旅館の魅力発信と利用促進に向けた支援

これまでの取組

- 観光庁と共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」を開始し、ラグジュアリー層を中心とした外国人観光客の誘致などを実施中(平成23年1月～)
- 「グローバル MICE 戦略都市」に選定され(平成25年6月)、観光庁と共同事業を実施
- 京都ならではのおもてなしの向上に向けた取組を推進



観光案内標識アップグレード、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ制度の創設、京都どこでもインターネット「KYOTO Wi-Fi」の整備、京都市ビジターズホストの育成 等

課題

今後も「観光立国・日本 京都拠点」として、好循環を継続するためには、国の施策を活用しながら、まちづくり、人づくりの観点から、観光客増加に伴う受入環境の更なる充実などが必要

要望

- ホテル・旅館をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実**
雇用対策に特化した交付金制度の創設
- MICEの誘致体制の強化等への支援**
MICE誘致に係る担い手育成支援や、誘致活動に係る財政支援等

予定している
主な誘致案件

 平成31年開催予定の「観光と文化に関する世界会議」
(世界観光機関(UNWTO)と教育科学文化機関(UNESCO)の共同開催)
- 成熟した訪日旅行者(富裕層)の積極的誘致への支援**
日本ラグジュアリートラベルアライアンスで実施する観光プロモーション映像の制作支援や、ファムトリップ等への連携・支援
- 外国人観光客受入環境整備に対する支援や、外国人観光客のマナーアップに向けた取組の充実**
 - ① 通訳案内士法の改正に伴い、名称独占となる有資格ガイドの周知及び活躍支援等
 - ② 総合特区支援利子補給金予算の増額
 - ③ 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化
- 旅館の魅力発信と利用促進に向けた支援**
国による更なる旅館の魅力発信や、補助金制度の拡充等

全て過去最高!

平成27年

- 観光客数 5,684万人
- 外国人宿泊客数 316万人
- 観光消費額 9,704億円

～引き続き高い京都の評価～

○ **トラベル・アンド・レジャー誌**
最も文化的魅力の高い都市 1位
(2016年)
世界観光都市5年連続ベスト10入り
(2012～2016年)

○ **ワンダーラスト誌**
ベストシティ 1位 (2017年)

○ **コンデ・ナスト・トラベラー誌**
ベストシティ 2位 (2016年)

日本ラグジュアリートラベルアライアンス

本市が中心となり、戦略的に海外富裕層の誘致を目指す他の6自治体(※)等と平成28年度に設立。

世界におけるラグジュアリー層の訪問先としての日本の確固たるブランド化や各地域の受入環境のレベルアップ等を目指す。

※ 京都府、石川県、札幌市、高山市、奈良市、和歌山県



Japan. Endless Discovery.

「観光立国」推進に貢献!

1 1 安心・安全で，市民生活と調和した「民泊」の実現

誰もが安心して暮らせる市民生活の実現と，宿泊観光の向上の両立に向け，宿泊客と周辺住民の安心安全の確保，及び周辺住民との調和を前提に，地域の実状に応じた「民泊」を推進するため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 条例による独自ルールの策定など，地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする法制度の構築
- (2) 「民泊」等仲介サイトへの規制・ルール整備や，「民泊」の指導・監督に当たって新たに生じる財政負担への支援

本市が抱える現状とこれまでの取組

1 本市の現状

- (1) 宿泊客の急増、宿泊施設の供給量の不足により、「泊まりたくても泊まらない状況」にある。
- (2) 無許可営業の「民泊」が急増し、無許可施設と周辺住民とのトラブル、安心安全に係る**市民の不安感が増加**している。

2 本市の「民泊」に係る取組

- (1) 「民泊通報・相談窓口」の設置（平成28年7月）
- (2) 警察など関係機関とも連携のうえ、一層の適正化
- (3) 民泊仲介サイト運営事業者に対する掲載施設の所在地情報の提供や無許可施設の掲載削除の協力要請
- (4) 「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」の策定（平成28年10月）
- (5) 「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」の施行（平成28年12月）
- (6) 関西広域連合や指定都市市長会に呼びかけ、「地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める緊急要望」を提出

平成28年度旅館業法における無許可営業疑い施設に対する指導状況(平成29年3月末)

延べ通報 等回数※1	延べ現地 調査回数	調査指導 対象施設数	営業者等の特定に至った施設					営業者等の 特定に至っ ていない施 設等※3
			指導を行った施設			旅館業こ 該当せず ※2		
			旅館業の 許可取得	営業 中止	指導中			
1,901	2,143	1,159	574	52	300	222	80	505

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの

※2 住居等として使用していたもの

※3 所在地が不明確、運営者が不明などの理由により、必要な指導が行えていない施設数

全国一律での規制緩和が進むと・・・ “住民の安心・安全が損なわれ、「観光公害」といわれかねない”
 “観光客の安心・安全が損なわれると、「観光立国」のイメージが悪化しかねない”
 “「観光立国」「観光による地域創生」のブレーキになりかねない”

要望

市民の平穏な生活と宿泊観光の向上が両立できる「民泊」を進めるためには、以下の取組が必要不可欠！

1 条例等により、地域で柔軟に民泊のルールを設定できるようにすべき

地域住民と調和した観光を実現するためには、家主不在型や集合住宅については禁止し、ホームステイ型については開設運営ルールを設定する等、地域の実状に応じて、住民に対して責任を負う自治体が条例等により柔軟に「民泊」の規制ルールを決められるよう、政省令等で規定すべき

2 仲介事業者への規制・ルール整備や、「民泊」の指導・監督に当たって新たに生じる財政負担への支援

- (1) 宿泊客の利便性向上や「民泊」施設への法令遵守等の対策強化に向けた、新たなルールの整備と仲介事業者に対する厳格な指導が必要
実効的な指導・監督を行うため、仲介事業者が運営するサイトにおける無許可・無届施設の掲載削除をはじめ、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の掲載等が必要
- (2) 自治体が違法事業者への指導を徹底的に進めるための体制整備への支援が必要

効果

本市において、市民生活と調和した「民泊」を進めることは、全国各地で起こりうる問題の解決方法を示し、豊かな国民生活の実現と「観光立国・日本」の推進に貢献

1 2 国立京都国際会館において2, 500人規模の整備が進められている多目的ホールの、5, 000人規模への拡張整備

開館50周年を経た国立京都国際会館において、国の英断により2, 500人規模の整備が進められている多目的ホールについて、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に向け、より一層大きな役割が期待されることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

2, 500人規模の整備（平成30年竣工予定）が進められている
国立京都国際会館・多目的ホールの、5, 000人規模への拡張整備

現 状 ◆国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名	メイン会議場 収容人数	メイン展示場 面積
日本	国立京都国際会館	1,840 名	3,000 m ²
日本	福岡国際センター・マリニメッセ	6,000 名	9,100 m ²
日本	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 名	20,000 m ²
日本	東京国際フォーラム	5,000 名	5,000 m ²
韓国	コエックス会議・展示センター（ソウル）	7,000 名	10,000 m ²
中国	香港会議・展示センター	8,000 名	20,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 名	12,000 m ²
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500 名	30,000 m ²

5 千名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

現在の施設整備（2,500 人規模）の概要

- ①主要室等
展示ホール（2,000 m²:2,500 人規模）
- ②主なスケジュール
敷地調査：26 年 7 月～12 月
設 計：26 年 9 月～28 年 2 月
工 事：28 年 3 月～30 年 6 月（予定）



課 題 ◆国立京都国際会館のスペース不足により、開催が見送られた国際会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
25	国際小児科学会	5,000 人規模の会議スペース、12,000 m ² の展示場	オーストラリア
25	国際腎臓学会	3,000 人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	香港
26	世界心臓学会	5,000 人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	オーストラリア

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、更なる国際会議の受入れの増加が見込まれる中、2,500 人規模ではスペース不足により開催が見送られる国際会議が今後更に増えていく見込み

〔日本・京都市における国際会議の開催件数〕

年	日本	京都市
25	2,427 件	176 件
27	2,847 件 +17.3%	218 件 +23.9%

< 日本政府観光局による統計結果に基づく >

開催件数はいずれも過去最高を更新

5,000 人規模の多目的ホールを整備することによる効果



国立の国際会議場としての責務と機能を十分に果たすため、地元が行う「京都らしい設え」という付加価値を有する国内唯一の施設を最大限にいかし、日本文化の神髄ともいべき京都において、国際会議を更に多く開催することにより、日本文化を一層世界に発信することが可能に！



**国際貢献の機会を増やし、国際社会における
日本の国力向上に大きく寄与することができる！**

1 3 「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に向けた 大学の機能強化や学生が学ぶ環境の整備

国内における18歳人口の減少や国際的な大学間競争が進む中、地方創生への貢献や、教育の質の確保などの観点から、大学の機能強化が求められています。

こうした課題に対応するとともに、学生が安心して学べる環境整備、留学生誘致・受入環境の整備をより一層推進していくために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 給付型奨学金・無利子奨学金事業の着実な運用及び国立大学・私立大学の授業料減免等の充実
- (2) 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実
- (3) 留学生数増加に向けた取組への支援
- (4) 私立の小規模大学に対する支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の予算の充実、施設・設備整備に対する補助率の引上げ等）

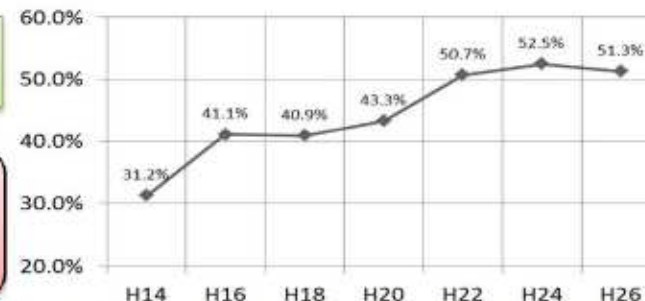
奨学金事業の着実な運用及び授業料減免等の充実

近年の社会情勢から、大学生の半分以上が奨学金を受給するとともに、貸与型奨学金返還の負担感が大きく、学生が安心して学べる環境づくりが必要

要望

新たに創設された給付型奨学金及び今年度から拡充された無利子奨学金事業の**全ての対象者が受給できる着実な運用と**、**国立大学・私立大学の授業料減免等の充実**

大学学部生の奨学金受給割合(全国)



国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実

京都においても大学を取り巻く環境は厳しいが、その中でも、教育の質や定員確保など、大学の機能強化が求められており、運営への支援の充実が必要

要望

国立大学法人運営費交付金・私立大学等経常費補助金の充実



留学生数増加に向けた取組への支援

本市では着実に留学生が増加しているが、平成32年度までの「留学生1万5千人」目標達成に向けて、更なる取組の促進が必要

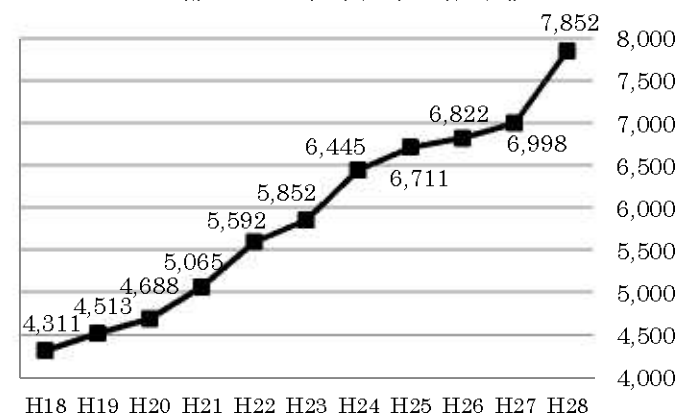
要望

- ①大学と日本語教育機関の連携による留学生誘致支援
提携大学への受験を目的とする日本語コースの設置など、**大学と国内外の日本語教育機関が提携する留学生誘致等の取組**に対する支援
- ②留学生受入環境づくり
大学や民間における**留学生宿舍整備に対する財政支援制度の創設**
- ③留学生に対する就労支援
京都で学ぶ留学生が、京都市等の認定した企業に就労する場合の手続きの簡素化に関する**特区提案の実現**

<京都市の留学生数の目標>

平成32年度までに「留学生1万5千人」
 (「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略)

京都市内大学等留学生数推移



1 4 子ども・子育て支援の充実

子どもの医療費負担軽減の更なる拡充や、待機児童対策等の幼児教育・保育の量の拡大、質の向上など、子育て支援施策の充実のため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 貧困家庭の子ども等の支援のための恒久的な制度の創設と十分な財政措置
- (2) 自治体の財政力にかかわらない、国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設
- (3) 待機児童解消や保育環境改善のための保育所・認定こども園等の整備に対する、十分な財政支援及び運用の改善
～平成29年度は認定こども園施設整備交付金の必要額が確保されておらず、平成30年度以降の保育所整備に係る財源も保障されていない～
- (4) 安心安全な質の高い保育を行うために、京都市独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援
- (5) 幼稚園における預かり保育や、児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置
- (6) 小学校2年生の35人学級の早期法制化や、独自予算による先行実施の自治体に対する財政上の不均衡の解消等

貧困家庭の子ども等の支援のための取組

貧困家庭の子ども等が抱える課題

経済的課題のほか・・・

- ・子ども→ 他者との繋がり希薄化、生活習慣の乱れ、学習状況の遅れ、自己肯定感の低下
- ・保護者→ 子育ての不安や負担感を抱えながら、多忙な生活の中で周囲から孤立

貧困の
世代間連鎖に
繋がっている！

- ・貧困家庭の子ども等の対策については、国が責任を持って、子どものライフステージに応じた支援制度、施策等をしっかりと進めることはもちろんのこと、地域の実情に応じたきめ細やかな施策の推進が重要
- ・子育て家庭への経済的な支援を中心とした各種の負担軽減策は、各自治体独自での拡充が予算上困難

＜京都市における取組＞

- ①貧困をはじめ、「困り」を抱える家庭の状況を把握するため、18,600件のアンケート調査をはじめ、52団体・63施設からのヒアリング調査、702施設からの記述式調査による徹底した実態把握を実施。

実態把握の結果

貧困等の困難を抱える家庭では、保護者が多忙で子どもとのかかわる時間が十分でなく、人間関係が希薄で周囲から孤立している等の状況が、子どもに学力や自己肯定感の低下等の影響を及ぼしている実態が明らかとなった。

- ②子どもや青少年が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定。

計画に基づく取組

平成29年度は、「子ども食堂」をはじめとした「子どもが安心して過ごせる居場所づくり」の立ち上げ費用の助成等を実施予定。

要望

対策を着実に推進していくためには、国による恒久的な制度の創設と十分な財政措置が必要！

子ども医療費助成制度

課題

各自治体の財政状況等により、対象年齢や所得制限、負担金に差が生じている

＜政令指定都市で比較すると＞

対象年齢

「高校卒業まで」や「就学前まで」とする自治体があり、**受給期間で最大12年の差**が発生

所得制限及び一部負担金

自治体ごとに内容が大きく異なっており、**受給の可否や負担額にも差**が発生

要望

全国一律で恒久的に隙間なく実施されるべき！

そのためには・・・

恒久的な補助制度の創設が必要！

待機児童解消のための保育所・認定こども園等の整備

保育所の新設・増改築などにより、児童受入枠を拡大し、**4年連続待機児童ゼロ**を達成



今後も保育需要の増大が見込まれ、引き続き対応が必要だが…

課題

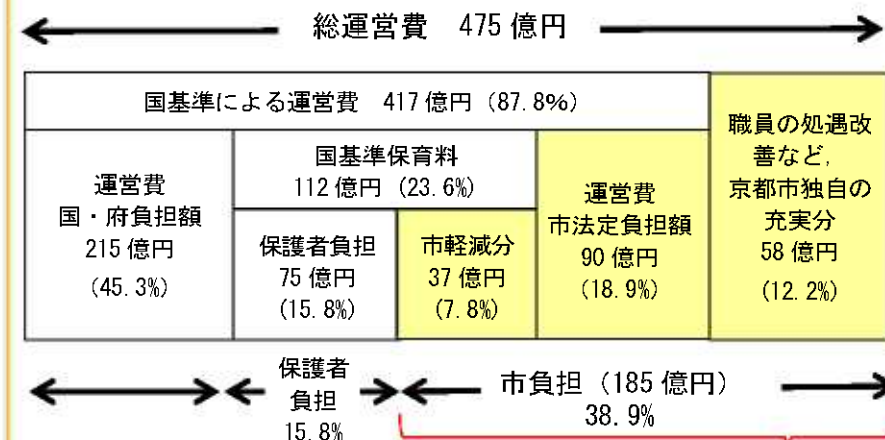
- ①平成 29 年度は認定こども園施設整備交付金（幼稚園部分に対する補助）の必要額が確保されず、また、国の「取組加速期間」が終了する平成 30 年度以降の保育所等の整備に係る財源も保障されていない。
- ②幼稚園型認定こども園の整備に係る費用の市負担割合が高い。
- ③小規模保育事業の整備に係る補助金のスケジュールが示されておらず、迅速な対応ができない。
- ④特に市内中心区では土地取得価格が高騰し、整備の実現が困難。

要望

- ① 保育所・認定こども園等整備に係る国による十分な財政措置
 - ② 交付金、補助金の充実
 - ③ 交付金、補助金の年度途中の柔軟な運用
 - ④ 国による保育所用地取得補助金の創設
- が必要！

保育所等の運営に係る独自の充実策

質の高い保育を提供するため、独自の配置基準により保育士等を手厚く配置



(保育所における配置基準)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	3:1	6:1	20:1※	30:1		
市	3:1	5:1※	6:1	15:1	20:1	25:1

※3歳児配置改善加算あり(15:1)

※1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

国基準を上回る保育士配置基準や職員処遇の改善により保育環境の充実が実現！

要望

質の高い保育を提供するため、**児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定が必要！**

さらに、

子ども・子育て支援新制度施行後、保育施設の事務処理負担が増加しており、保育へ注力するため、給付費等制度の簡素化・事務処理の効率化が必要

幼稚園・放課後児童クラブ等の更なる充実

幼稚園における預かり保育の充実

28年度に幼稚園に通園する
要保育児童は本市で約3,000人

うち、約2,100人が預かり保育
を利用【市内幼稚園の約97%
で預かり保育を実施】

長期休業期間を含む預かり
保育の実施等のため、幼稚園
に**約4億円を市の独自
予算で措置**

待機児童解消に
おける幼稚園の
預かり保育の重
要性は高い。

要望

幼稚園における預かり保育等の実施体制の充実のため、
十分な財政措置が必要！

児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政支援

○児童館

年齢や家庭環境等の様々な背景を持つ子どもが立ち寄る場であり、
子育て支援はもとより子どもの居場所づくりにおいてもますます重要

○放課後児童クラブ

共働きの家庭の増加等に伴うニーズ増に対応するため、平成29年4月
では316クラスを編成し、644人の職員を配置
(対前年度比+5クラス、+11人)

放課後児童クラブ登録児童数

平成27年度:11,628人⇒平成28年度:12,701人⇒平成29年度:13,366人

要望

児童館の充実と、放課後児童クラブの利用希望者全員の受入を維持
するために、十分な財政措置が必要！

小学校2年生の35人学級の早期法制化等

本市の状況

- 平成15年度から小1、平成16年度から小2の35人学級を
独自予算で先行して実施
- 小1については、平成23年度の法制化で35人学級が実現し
ている一方、小2については国の加配措置が始まった**平成
24年度以降も、本市を含む先行実施していた自治体には、
現在も加配措置がされていない。**
- そのため、**本市では毎年1.5億円程度の負担が発生**して
おり、他自治体との不均衡が生じている。
※ 平成29年度は、小2の35人学級実施のため、31人を独自
措置

要望

- ①小・中学校の学級編制基準の改定が必要であり、特に、
小学校2年生における35人学級の早期法制化が必要

法制化が困難な場合は…

小学校2年生における35人学級を独自予算で先行実施し
ていた自治体に対する、**他自治体と同様の加配措置（財政上
の不均衡の解消）が必要**

- ②この他、

次期学習指導要領への対応、
いじめ・不登校・子どもの貧困など複雑化する教育課題への対応、
多忙化の解消による子どもと向き合う時間の確保
などのための、教職員定数の抜本的な改善が必要

1 5 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

国の責任の下、生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護の適正化のための、適正な医療行為に向けた審査の仕組みの構築、医療扶助の一部自己負担の導入、不正受給や貧困ビジネスへの対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保

①本市の生活保護の運営状況



21年度以降、保護率は急増したが、就労自立支援等の取組により、25年度以降、微減傾向に！

※ 全国平均は微増傾向

②生活保護の適正化 ～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

現状

医療扶助費の割合
45.8%(27年度決算)

適正化を図るために

要望

- 過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- 医療扶助の一部自己負担の導入

要望

不正受給や貧困ビジネスへの対策強化が必要

- 実施機関の調査権限強化
回答義務の対象を官公署のみならず**金融機関や就労先にまで拡大を！**
- 保護費と返還金の調整
本人からの申出がなくても保護費と返還金との調整を可能に！

不正受給等
就労等
収入未申告
虚偽の
居住実態
その他
敷金・家賃
上限設定

住居・サービス提供
借金等による囲い込み

貧困ビジネス

要望

法による規制が必要

- 無料低額宿泊事業を開始する場合の許可制の採用
- 不適切事業者への罰則等の適用

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠！

就労支援の取組(ハローワークとの連携)が重要！

【本市での取組】

福祉事務所ケースワーカーと福祉・就労支援コーナーのナビゲーターが連携し、生活保護受給者等に対し、就労支援等を実施

計13箇所 (29年4月現在)

平成28年度
実績

相談件数: 11,163件
就職者数: 1,015名

【その他の取組】

○キャリアカウンセラー等による就労支援
平成28年度 就職者数: 657名

生活困窮者自立支援法の施行
(平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が可能に！

一方で課題も

要望

法律に基づく必須事業、任意事業ともに全額国庫負担(補助)とならず、**新たな自治体負担が発生**

⇒費用負担割合の見直しを！

1 6 国民健康保険制度の抜本的な改革

国民健康保険制度について、他の医療保険制度との負担の公平化や、被保険者が将来にわたり安心して医療を享受できることが重要です。そのためには、国を被保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度への一本化と、制度改革実現までの間の財政措置が必要であり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引き上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- (3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の撤廃

国民健康保険制度の抜本的改革及び その実現までの財政措置の拡充

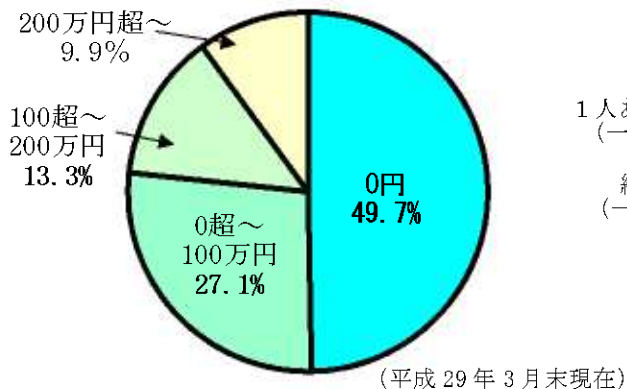
現状・課題

- ①低所得者の加入割合が高い
- ②高齢化等による医療費の増加
…等により、他の医療保険制度との負担が不均衡
- ③負担軽減のための多額の一般会計繰入金の投入



保険者と被保険者の負担は限界に達しつつある状況
国の国保財政基盤強化策(約3,400億円の財政支援)は
一定の効果があるものの、構造的な問題解決には至らず

- ①：京都市国保世帯の約90%が
所得割基礎額200万円以下
(軽減適用率は約77%：27年度決算)



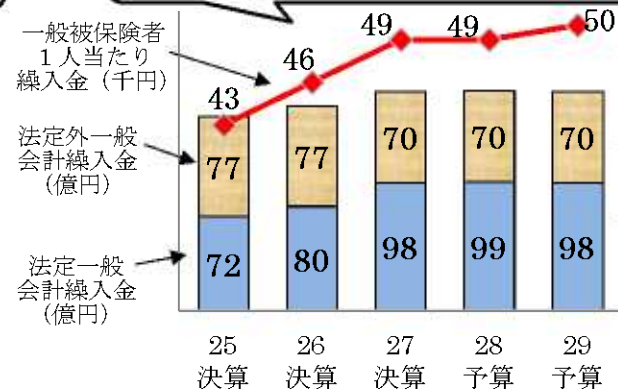
<所得割基礎額階層別世帯数>

- ②：1人当たりの医療費は、25年度
から約11% (約37千円) 増



<医療費の推移>

- ③：1人当たりの一般会計繰入金は、
25年度から約16% (約7千円) 増



<一般会計繰入金の推移>

要望

- ①国を保険者とした全ての国民が加入する **医療保険制度への一本化**
- ②制度改革実現までの間の **更なる財政措置の拡充**



国民皆保険を堅持し、安定的で持続可能な
医療保険制度の再構築を！

子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の 実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃

現状・課題

子ども医療費をはじめとした地方単独の医療費助成制度の実施に伴う
国保の国庫負担金の減額措置が国保財政運営上の大きな支障に

本市における国保の減額措置状況 (平成27年度決算ベース)

- ①子ども医療分(小学生以上) 14百万円
- ②老人医療分 219百万円
- ③重度心身障害者医療分 244百万円
- ④その他福祉医療等 79百万円

要望

国保の減額調整措置は、人口減少社会の克服と地方創生に向けた取組
に逆行するものであることから、**子ども医療費(小学生以上分)等の
地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃を！**

17 働き方改革や新産業創出を推進するための 中小企業・ベンチャー等への支援の充実等

京都ならではの「働き方改革」の推進により、家族や地域の絆を大切にする生き生きとした社会を創るとともに、京都の地域経済の好循環を確立し、企業の発展を加速させ、更なる経済成長につなげるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 担い手確保や生産性向上など、京都ならではの働き方改革を進めるための中小企業への支援の充実
- (2) 最低賃金の引上げ、非正規から正規への転換に向けた、中小企業の対応を促進するための支援の充実
- (3) 「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた取組の強化
- (4) ベンチャー企業等（グローバル・ニッチ・トップ企業含む）への総合的支援の充実

「働き方改革」を進めるための中小企業への支援の充実等

本市の現状・課題

- 担い手不足
 - ・ 特に、ホテル・旅館の過半数で従業員の不足感
 - ・ 女性の有業率(※)が低い<全国 38 位>
 - ※ 生産年齢人口に占める有業者の割合
- 非正規雇用比率が政令市でトップ
 - ・ 大学のまちであり、(アルバイトに従事する)大学生が多い
 - ・ 国際観光都市であり、非正規雇用比率の高い「宿泊業」の割合が高い
- 宿泊業等の低い労働生産性
 - ・ 1人当たり付加価値額 216 万円<全業種平均 457 万円>

人口の1割に相当する学生が学ぶ本市では、「ブラック企業・ブラックバイト問題」も大きな課題

本市の取組

「働き方改革」を利便性や今の快適性を追求してきたライフスタイルの転換点と位置付け、中小企業の担い手確保、労働生産性向上に向けた取組を重点的に推進

- 担い手不足の解消 … 中小企業の魅力発信、求職者とのマッチング支援 等
 - 非正規⇒正規の推進 } 地域活性化雇用創造プロジェクトを活用した
 - 労働生産性の向上 } 生産性向上支援、正規雇用化促進 等
- ※ 「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた周知・啓発を併せて実施

全事業所の99%を中小企業が占める本市において、
更なる取組の推進には国の支援が不可欠

要望

雇用政策に特化した交付金制度の創設が必要

さらに、業務改善助成金やキャリアアップ助成金を更に利用しやすくするための制度拡充や事業者の申請をサポートする体制が必要

効果

改革により生まれた時間を、文化芸術に触れ、楽しみ、家族や地域の絆を大切にする機会にいかし、生き生きとした社会を創り、「人間らしく、文化的な生き方」を京都から発信

City of Kyoto

ベンチャー企業等への総合的支援の充実

課題

- ① 地域の特性をいかしたベンチャー企業や新事業の創出を促進させるためには、地域特性や業種、事業段階に応じたきめ細やかな支援が重要
→ 全国一律の制度ではその支援に限界
- ② 個別企業の実態に即した支援を展開するコーディネート機能の強化や、大学の研究成果と企業ニーズを橋渡しする優秀なコーディネータの配置が重要
→ 優秀なコーディネータの育成・配置が重要であるが、雇用環境が不安定

要望

ベンチャー企業等への総合的支援の充実

- ① 地域の特性に応じた支援が可能となる制度の創設
- ② 優秀なコーディネータ派遣等のための財政支援

効果

- ① 地域主体による地方発の将来有望なベンチャー企業や新事業の創出が加速
- ② 大学の研究成果と企業ニーズとのマッチングや有望な企業の発掘から成長支援まで一貫した支援が推進され、新事業、新産業の創出に向けた取組が加速

本市のコーディネータによる企業に対する支援
 <グローバル・ニッチ・トップ企業創出支援事業>
 (支援企業数 ②6社, ②11社, ②16社)
 企業にコーディネータを派遣し、国や地域ごとに異なる市場のニーズを的確に捉えた製品・技術開発や販路開拓へのより効果的な支援を推進。

18 地方にとって自由度が高く、創意工夫をいかなせる 社会資本整備総合交付金制度への更なる改革

地方が抱える課題に的確に対応し、安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

地方にとって自由度が高く、創意工夫をいかなせる社会資本整備総合交付金制度への更なる改革

内示額は、必要額を 約 65 億円、
下回っている状況

内示率の推移 ②579% → ②962%

課 題

①安心安全の確保など市民生活に必要な事業を進めることができない

＜道路の新設・バリアフリー等＞（内示率：②35%，②61%）

- ・ 災害時の通行を確保する鴨川東岸線では、計画的な工事の進捗が図れず、事業に遅れが生じた
- ・ 駅周辺道路のバリアフリーは、24 の重点整備地区のうち整備完了は5地区のみ

＜無電柱化＞（内示率：②45%，②64%）

- ・ 整備率は、市内道路総延長の2%にとどまる

②未執行予算が発生

厳しい財政状況の下、編成した予算にもかかわらず、国交付金が十分に配分されないため、執行できない予算が発生している。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の平成29年度内示状況

事業区分		主な事業	要望額 (A)	内示額 (B)	内示率 (B/A)
道路	維持修繕	橋りょう対策、道路防災対策 等	2,872	1,518	53%
	新設・拡幅 バリアフリー	鴨川東岸線、北泉通 JR嵯峨野線 京都・丹波口間新駅 等	3,213	1,962	61%
	無電柱化	先斗町通、長辻通 等	413	265	64%
	連続立体交差	阪急京都線	152	125	82%
	道路 小計		6,650	3,870	58%
都市再生整備計画事業		美術館	77	73	95%
公園		西京極総合運動公園、梅小路公園 等	387	316	82%
河川		西羽東師川、西高瀬川 等	271	217	80%
区画整理事業		伏見西部第四地区 等	429	236	55%
住宅・ 建築物	地域住宅計画に 基づく事業	子育て・若年層世帯向けすまい支援事業 市営住宅修繕（給排水管、浴室設置等） 八条団地再生 等	975	504	52%
	防災・安全	空き家対策 民間建築物耐震化 市営住宅修繕（外壁、EV更新等） 楽只団地再生 等	1,772	1,262	71%
古都保全・風致美観		古都三山保全・再生事業 等	255	252	99%
下水道		雨水幹線整備（花見小路幹線等）、 下水道管耐震化 等	6,097	3,692	61%
合 計			16,912	10,422	62%

（単位：百万円）

要 望

国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）の確保・拡充、及び
地方が重要とする事業には、継続的・安定的に交付金を重点配分する等の柔軟な制度運用が必要不可欠！

19 安心・安全の課題解消に向けた、道路や橋りょうの防災・減災対策の推進

京都市は国道・府道も含めて、市内 3,604 kmの道路の 99% (3,554 km)、市内 2,979 橋のうち 96% (2,860 橋) を管理しています。自然災害の猛威に対応するための、避難・物資運搬を担う道路網の確保、山間部と市街地とを結ぶ地域住民の生命線である道路機能の確保など、市民の安心・安全を最大限確保する防災・減災対策を推進していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 鴨川東岸線をはじめとした道路整備の推進に必要な財政支援
- (2) 道路の更なる防災機能強化や、予防保全段階での修繕に必要な財政支援
- (3) 橋りょう健全化対策の推進に必要な財政支援
- (4) 道路の用地取得に係る補助金の制度拡充や、法定点検の着実な推進に資する地方債の対象拡大
- (5) ボトルネックを解消する堀川バイパストンネルの可能性等の調査や京都南ジャンクション（仮称）の整備

鴨川東岸線をはじめとした道路整備の推進に必要な財政支援

課題

交付金の配分不足により、完成予定年度を公表している路線の完成が遅れるなど、地方が真に必要なとする事業の進捗が十分に図れない。

要望

- ・ 交付金の増額、効果の高い事業への重点配分が必要
- ・ 進捗状況等に応じた重点的な支援が必要

効果

- ・ 地域の実情や課題に応じた道路整備が可能に！
- ・ 早期に事業効果が発現

【鴨川東岸線整備状況】



道路の更なる防災機能強化や、予防保全段階での修繕に必要な財政支援

課題

交付金の配分不足により、道路のり面の防災対策について、十分な進捗が図れない。また、舗装の効率的な維持管理に努めているが、修繕が追い付いていない。

要望

道路のり面の防災対策や舗装修繕について、交付金事業の重点配分が必要

効果

- ・ 緊急輸送道路等において、災害時の輸送機能を確保
- ・ 予防保全段階での修繕を着実に実施することで、ライフサイクルコストを削減

【土砂災害発生状況】



橋りょう健全化対策の推進に必要な財政支援

課題

「橋りょう健全化プログラム」(第2期)に基づく健全化対策を完遂するため、平成 29～33 年度に約 130 億円が必要であるが、交付金の配分が不足すると事業進捗に影響が生じる。

要望

健全化プログラムに基づく対策を着実に推進するため、国の十分な財政支援が必要

効果

- ・ 緊急輸送道路等において、災害時の輸送機能を確保
- ・ 予防保全型維持管理により、経費を削減

【老朽化修繕状況】



道路の用地取得に係る補助金の制度拡充や、法定点検の着実な推進に資する地方債の対象拡大

課題

先行取得した用地を再取得する場合、用地費のみが補助対象(道路局所管事業)

橋りょう等の道路の法定点検が地方債の対象外である中、今後 5 年間で 10 億円の負担が発生する見込み

要望

用地取得に係る補助金制度を拡充し、物件補償も補助金の対象に！

法定点検の着実な推進のため、地方債の対象に！

効果

先行取得の実施により更なる事業進捗を図ることができ、早期に事業効果が発現

財政負担の平準化による法定点検の着実な実施が可能に！

【法定点検状況】



20 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

京都市は市内 380 河川のうち、9 割（340 河川）の河川を管理しています。局地的な集中豪雨等の災害から市民の生命・財産・暮らしを守るため、総合的な浸水対策を着実に推進していく必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額
- (2) 準用河川、普通河川及び排水機場の改修に対する補助要件の緩和
- (3) 河川の維持管理に必要な国庫補助制度の創設

京都市は土地利用が進展しており、住宅地や地下街などで、溢水等が起こると都市機能の麻痺や水難事故など甚大な被害が発生。このため、河川の改修や適切な維持補修、下水道の雨水幹線等の整備といった対策を講じ、浸水被害を未然に防ぐことが重要。

都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額

近年多発する大雨や局地的な集中豪雨に対応するため、都市基盤河川の改修や市街地における浸水対策施設整備をこれまで以上に推進する必要がある。

要望

都市基盤河川の改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備といった浸水対策をスピードアップするため、**交付金の増額が必要不可欠**



準用河川、普通河川及び排水機場の改修に対する補助要件の緩和

①市民に身近な河川である市管理河川の準用河川や普通河川の治水安全度を向上させる必要がある。

②京都市は、13箇所の内水排除の排水機場を管理しているが、国の補助制度は一級・二級河川に係る排水機場のみが対象である。

要望

①準用河川の改修事業は、4億円未満の事業は対象外であり、また、普通河川改修は対象外であるため、**補助要件の緩和が必要**

②準用河川等の排水機場についても、一級・二級河川に排水する大規模な排水機場を対象とする**補助要件の緩和が必要**

種別	細別	管理者	河川数	延長(m)
一級河川 (河川法適用)	直轄河川	国土交通大臣	5	42,179
	指定区間 (都市基盤河川改修対象区間)	京都府知事 (工事・維持の代行: 京都市長)	53 (18)	318,270 (29,875)
準用河川 (河川法適用)		京都市長	31	49,993
普通河川 (河川法適用を受けないもの)		京都市長	291	438,512
計			380	848,954
(京都市管理分)			(340)	(518,380)

河川の維持管理に必要な国庫補助制度の創設

一級河川等の法河川を含め、河川の護岸補修やしゅんせつ等の維持管理は、国庫補助制度がない。

要望

護岸補修等河川の維持管理が補助対象となるよう国庫補助制度の創設が必要



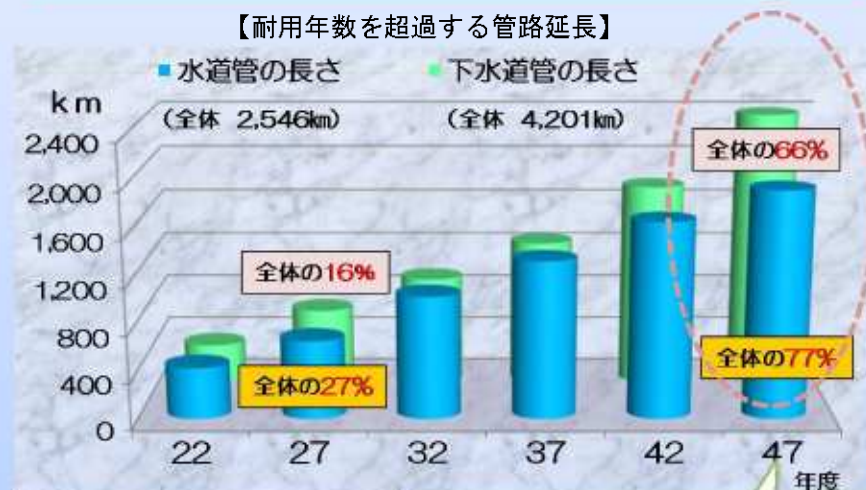
2 1 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進

市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、安定的かつ長期的に水道・下水道施設の老朽化対策及び耐震化を推進していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 水道・下水道施設の老朽化対策、及び耐震性向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充と国費率の引上げ
- (2) 老朽化した旧簡易水道施設更新のための国庫補助制度の創設
- (3) 高金利建設企業債の借換制度の創設（３％以上での借換実施）

老朽化した水道・下水道施設の増大 による大規模更新の時期が到来



【水道管が破損し吹き出した様子】

約20年後には、耐用年数（水道管40年、下水道管路50年）を超過した管路が…

水道では全体の約 **7割超**,
下水道では全体の約 **6割超に！！**

老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新が必要

東日本大震災や熊本地震において、 水道・下水道の重要性を改めて認識

【京都市上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)に掲げる目標】

水道配水管の更新率

0.5%※ → 1.2%
平成24年度 → 平成29年度

※ 平成20～24年度の平均値

下水道管路地震対策率

58.9% → 87.7%
平成24年度 → 平成29年度

＜水道配水管の更新計画＞

年度	H25(実績)	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29(予算)
配水管更新延長 (更新率)	23.5km (0.9%)	22.0km (0.9%)	24.6km (1.0%)	27.0km (1.1%)	30.0km (1.2%)

＜下水道管路の地震対策計画＞

年度	H25(実績)	H26(実績)	H27(実績)	H28(見込)	H29(予算)
下水道管路地震対策率	64.6%	70.7%	76.9%	82.6%	88.4%

地震等の災害に強い水道・下水道の構築が急務

要望

安定的なライフラインの維持及び災害対策のために…

- ① **水道・下水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充**（上水道事業：対象施設（配水支管）の拡充，下水道事業：布設後50年を経過した管渠への補助の継続）及び**国費率の引上げ**が必要！
- ② 簡易水道事業の上水道事業への**事業統合後においても健全な経営を維持するために、旧簡易水道の施設更新に対する国庫補助制度の創設**が必要！
- ③ 財政負担の軽減を図るには、**高金利建設企業債の借換制度の創設（金利3%以上での借換実施）**が必要！

実現すれば、約40億円の
利子負担軽減が可能！

2 2 鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など 地下鉄事業に対する財政措置の拡充

地下鉄事業の経営健全化を進め、安全で快適な交通手段として将来にわたって安定的に運営していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (2) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
 - ・ 整備促進に向けた補助制度の更なる拡充
 - ・ 安全かつ低コストで整備可能となる技術開発の促進
- (3) 鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
 - ・ エコレールラインプロジェクト事業（鉄道事業の省電力化・低炭素化）の平成30年度以降の継続と要件緩和
 - ・ 外国人旅行者の受入環境整備に向けた車両案内表示の多言語化（4箇国語化）を加速させるために必要な補助金の確保と要件緩和
 - ・ 地下鉄駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3%以上での借換実施）

地下鉄の果たす役割

年間5千万人を超える観光客。1日当たりの旅客数は約37万2千人、市内鉄道輸送の約55%を担う交通の大動脈。

まちづくりに不可欠な都市装置であり、将来にわたって維持していくことが必要！



公営地下鉄事業者で唯一の経営健全化団体

東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰（要した建設費は全線で総額約8,500億円）

財政状況（27年度決算）

- ・借入金残高 **3,911 億円**
- ・累積資金不足額 **309 億円**

公営地下鉄事業者で最大！

大きな
財政負担

経営健全化計画期間中（平成21～30年度）の所要経費は**420億円超**
→開業35年を経過し、既設線の改修・更新事業が本格化

要望

- ①鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ②烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
補助制度の更なる拡充と安全かつ低コストな技術開発の促進
- ③鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
 - ・エコレールラインプロジェクト事業の継続と要件緩和
 - ・車両案内表示の多言語化（4箇国語化）を加速するために必要な補助金の確保と要件緩和
 - ・駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- ④高金利建設企業債の借換制度の創設（金利3%以上での借換実施）

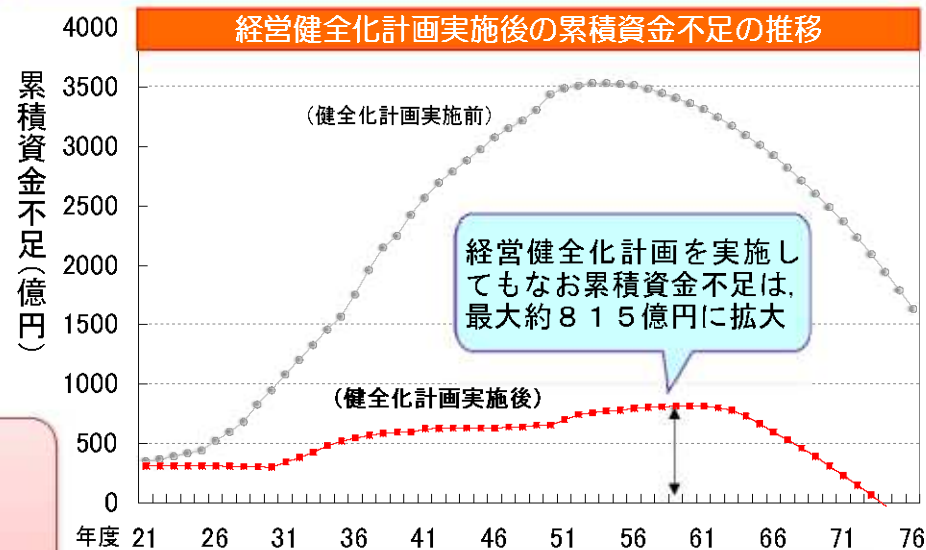
経営健全化の推進

＜経営健全化計画の主な取組状況（27年度決算）＞

- ① 1日当たり旅客数（H21比 4万5千人増）
- ② 駅ナカビジネス収入（H20比 7億7千万円増）
- ③ 職員数の削減（H20比 103人減、8億円削減）
- ④ 一般会計からの経営健全化出資金（H16～27 累計 857 億円）

収支の状況（27年度決算）

- 経常収支 H20 △144 億円 → H27 8 億円
- 現金収支 H20 △ 38 億円 → H27 98 億円



経営健全化が着実に進むも、今後、累積資金不足が**309億円から更に増加し**、引き続き、厳しい経営状況！

実現すれば、約23億円の利子負担軽減が可能！

23 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた支援の充実

全ての市民や観光客の皆様の円滑な移動を実現し、地域経済の活性化や地域活力の向上を図り、交通政策基本法の基本理念を具現化することにつながる「歩くまち・京都」総合交通戦略をより一層推進していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 交通アクセス向上に資するＪＲ嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置への財政支援
- (2) 世界トップレベルの自転車共存都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援

交通アクセス向上に資するJR新駅設置への財政支援

現状・課題

京都駅西部エリアは、梅小路公園等、多彩な地域資源が集積しており、京都の成長戦略を推進するうえで核となる地域である。本エリアの更なる活性化を図るため、中心部にJR新駅を設置することとしているが、平成31年春開業に向け、確実に事業執行するための財源の確保が必要である。

要望

平成31年春にJR新駅を開業するため、最終年度となる平成30年度は、「都市・地域交通戦略推進事業」(交付金メニュー)による十分な財政支援が必要！

効果

- ① 梅小路公園等の核となる施設へのアクセスが向上することをいかして、新たな人の流れをつくり、地域の活性化を図る。
- ② 新駅を軸とし、既存の公共交通を再編・強化し、公共交通の利便性向上や利用促進を図る。
- ③ 車利用から公共交通への更なる転換を図る。



世界トップレベルの自転車共存都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援

現状・課題

運転ルール違反, マナーの欠如, 歩行者等との交通事故の増加
⇒歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる環境整備が必要

要望

- ①重点地区における自転車走行環境の整備のための財源の確保
- ②重点地区外における自転車走行環境の整備のための交通安全対策 特別交付金の法定外路面表示への適用範囲の拡大

効果

「歩くまち・京都」にふさわしい生活道路も含めた面的整備を推進し、歩行者と自転車利用者の安全で快適な通行環境を実現！



＜自転車走行空間の整備例＞



都心部地区などの重点地区及び重点地区外を合わせた「面的なネットワーク整備」を推進

2 4 総合的な空き家対策や、密集市街地における地籍調査の効果的な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進

空き家の増加が、防災、景観、地域コミュニティの活力等に悪影響を生じさせており、空き家対策は喫緊の課題です。また、災害時の復旧の迅速化や、土地の有効利用の促進に向け、密集市街地における地籍調査の効率的な実施が必要です。空き家の活用・適正な管理と地籍調査事業を更に促進させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 総合的な空き家対策等をより実効性のあるものとするための制度改正
 - ・ 空き家所有者の迅速な特定のための不動産名義変更手続の義務化
 - ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大
 - ・ 所有者不明空き家の活用促進のための地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与
- (2) 密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し

空き家所有者の迅速な特定のための 不動産名義変更手続の義務化

現状・課題

- 不動産の名義人の変更に伴う**登記申請は任意**
- 本市が通報を受けた空き家の多くが登記上の所有者と**実際の所有者が異なっている**
- 所有者が不明確になり、**空き家の放置**につながっている
- 本市では、法務局と連携した相続登記の促進（区役所等への啓発チラシの配架）や、専門家（司法書士等）による所有者調査を実施しているが、所有者が確知できないケースがあるなど、空家特措法・条例に基づく**指導等の対象者の特定が困難**

要望

不動産所有者の変更があった場合の**登記申請の義務化**
及び**罰則の制定**が必要！

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の 対象拡大

現状・課題

- 長屋のうちの戸が著しい管理不全状態であっても、他の住戸に居住者がいる場合は、**空家特措法の対象外**であり、本市が通報を受けた空き家のうち、**約30%が法の対象外**
- 本市では、空家特措法の対象外の空き家については、**条例に基づき指導等を実施**
- 条例による勧告では固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、条例に基づく過料は法の規定より少額であるため、**法による指導等の方が強力**



要望

長屋及び共同住宅の一部の空き住戸を**空家特措法の対象とするよう**
法改正が必要！

所有者不明空き家の活用促進のための地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与

現状・課題

- 所有者不明の空き家は**放置され**、空家特措法で規定される「特定空家等」になる蓋然性が高い
- 略式代執行により所有者不明空き家の解体撤去を実施しているが、多額の費用を要する



- 所有者不明空き家の活用・除却の促進には、**財産管理人制度の活用が有効**（相続財産管理人、不在者財産管理人）
- しかし、地方公共団体は、対象の空き家に関して債権を有するなど利害関係人として認められなければ、**財産管理人の選任の申立てができない**

要望

○所有者不明の特定空家等について、**地方公共団体を財産管理人選任の申立てが可能な利害関係人として明確に位置づける**ことが必要！

現状・課題

- 所有者不明の特定空家等は、再建築できない敷地に存するといった理由から不動産の評価額が低い場合もあり、財産管理人の申立てに必要な予納金について、**空き家・敷地の売却代金から回収することを見込めない**

要望

○財産管理人の申立人の**費用負担を軽減する**
財政支援制度の創設が必要！

25 集中的な森林整備や林業振興のための新たな仕組みづくり

地域林業の活性化を図るとともに、森林資源の循環利用によって、土砂災害や地球温暖化の防止、木材の産出、伝統文化の維持・継承等、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 森林法における所有者不明森林の整備手続きの簡素化及び主伐許可に係る権限の市町村への付与
- (2) 国が導入を検討している森林環境税における、地域特性に十分配慮した市町村への配分方法の採用

現 状

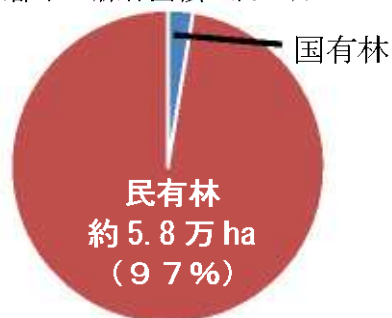
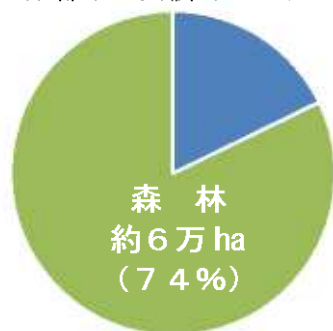
○ 京都市の森林の現況

- ・ 森林面積：約 6 万 ha
うち人工林率は、約 41%
- ・ 民有林面積：約 5.8 万 ha
- ・ 主伐が必要な森林面積：全体の 5 割以上

京都市域面積
の約 74%

京都市の面積：約 8.3 万 ha

京都市の森林面積：約 6 万 ha



○ 現行の国の制度（森林法）

① 要間伐森林制度（H24～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、所有者不明森林における第 3 者の間伐実施が可能

② 森林施業のための土地を継続使用する制度（H24～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、所有者不明森林における作業路網の整備が可能

③ 共有林の持分移転の裁定制度（H29～）

一定の手続き（都道府県知事の裁定等）を経ることで、伐採・造林が可能

課題

- 伐期を超えた森林が多くを占めているため、主伐による森林資源の循環利用を行う必要がある。
 - 現在の木材価格で収益を確保するため、大規模集約化による低コスト林業を実施する必要がある。
- ⇒ 特に京都市では、民有林率が高く、所有規模も小規模零細である。そのため、大規模集約化に当たっては、多くの所有者から同意を得る必要があり、**所有者不明森林の存在が大きな課題**

課題

①②については、制度開始から 5 年が経過しているものの、手続きが複雑であるため、実施事例はない。

要望

- ① **所有者不明森林における整備手続きの簡素化に関する権限付与が必要**
審議会等で整備実施が必要であると判断された場合等に限り、市町村が整備実施の許可を与えられるようにする権限の付与
- ② **所有者不明森林における主伐許可に関する権限付与が必要**
市町村が公益性等を考慮し、主伐実施が必要であると判断した場合、林業事業体等が主伐を実施できるようにする権限の付与

2 6 大規模災害に備えた総合的な防災対策や原子力災害対策の推進

地域の状況に即し、総合的な防災対策の推進を図るとともに、原子力発電所の再稼働に当たっての適切な対応や原子力災害対策の強化を図るため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 防災対策を一層強力かつ計画的に推進するための幅広く活用可能な支援制度の更なる拡充
- (2) 原子力発電所の新規制基準の厳格な適用による審査及び審査結果の周辺自治体、住民への十分な説明と理解を得た上での再稼働の判断
- (3) 原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備、広域避難における避難手段及び要員の確保をはじめ、周辺自治体への技術的・財政的支援の拡充

現状

本市では、東日本大震災を契機として、平成23年6月に「京都市防災対策総点検委員会」を設置。同委員会から同年12月に提出された130項目を超える「最終報告」に基づき、帰宅困難者対策、公的備蓄物資の充実及び万が一の原子力災害への対策等に取り組んでいる。平成29年度は、その後の国における災害関連法制等の見直しや、「京都市レジリエンス戦略」の検討状況、平成28年4月に発生した熊本地震における現地での課題等を踏まえ、「京都市国土強靱化地域計画」の策定と併せて項目の見直し、充実等を実施することとしている。

本市の防災対策

①雨量情報提供システムの構築や、防災情報発信機能等の強化

②避難所運営マニュアルの策定
(市内423の避難所で策定済)

③避難所運営資機材や備蓄物資の充実強化

④観光客・帰宅困難者対策の充実

⑤原子力災害対策

環境放射線モニタリングやUPZ内における
実践的な防災訓練の実施、広域避難受入のための体制の整備

⑥120mごとに消火栓の整備、防災水槽・井戸の設置

⑦河川の浸水対策や橋りょうの耐震化の推進

⑧木造住宅の耐震化



(台風18号
による水災害：嵐山)

など



(市総合防災訓練：東本願寺)



(避難誘導訓練：伏見稲荷大社)

防災対策に係る国庫補助制度の課題

災害備蓄物資などのソフト対策に活用できる
国庫補助制度がない

(今後の取組) 公的備蓄の推進の例 (H28 末 → 整備目標)

・アルファ化米：616,546 食 → 652,280 食

・飲料水：589,724 本(整備目標達成済)

→ 保存期限到来による随時入替

要望

防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため、幅広く
活用できる支援制度の拡充が必要！

原子力災害対策

要望

①UPZ外において国が実施する**緊急時モニタリング
体制の早急な整備**が必要

②広域避難の受入に係るバス等の**避難手段の確保**及び
その要請の仕組みの国の責任での実施と、受け入れ施
設の施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を
含めた**費用の国と事業者の負担の明確化**及び**法令に
よる制度整備**が必要

27 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大と、電力市場の改革の着実な推進

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現には、再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大だけでなく、将来のエネルギーとして期待される水素エネルギーの普及拡大にも取り組む必要があります。また、様々な事業者が公平に電力事業に参加できる環境整備などを着実に進める必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換
- (2) 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置
- (3) 発送電分離などからなる電力市場の改革の着実な推進

本市の主な取組

- ① 「エネルギー政策推進のための戦略」策定(平成 25 年度)
⇒原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会を目指す
ことや徹底した省エネルギーの推進, 再生可能エネルギーの
飛躍的な普及拡大(平成 24 年 3 月 市会決議)

- ② 関西電力(株)への株主提案(平成 29 年 4 月)
⇒脱原発依存をはじめ, 経営の透明性の確保や業務形態の革新など
5項目を提案
- ③ 国への政策提言(指定都市自然エネルギー協議会)(平成 28 年 5 月)
⇒再生可能エネルギーの最大限の導入や水素社会の実現など3項目を
提案

持続可能なエネルギー社会の実現には, 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大が不可欠

再生可能エネルギー等の飛躍的普及拡大

太陽光発電システム等

課題

- ① 固定価格買取制度における買取価格の下落により太陽光発電システム導入が鈍化
- ② 太陽光発電システムと蓄電池を併用した場合(ダブル発電)の買取価格が低い。
- ③ 太陽光発電システムの設置費用(工事費を含む)が横ばい状態で下げ止まっている。

要望

- ① 太陽光発電システムの普及に配慮した買取価格の設定にすべき。
- ② ダブル発電の買取価格を通常の買取価格と同等にすべき。
- ③ 工事費を含めた設置費用の低減に向け, 即効性のある具体的な取組を拡充すべき。

バイオマス活用の推進

課題

軽油引取税の免税により, 5%
混合BDF(B5)では, 1.6 円/L減

- ① BDF を軽油と混合して利用する際に, 軽油引取税(32.1 円/L)が課税され, BDF の普及を阻害
- ② 地域特性やバイオマスの種類に応じた活用技術が確立されておらず, 小規模で高効率・低コストのバイオマス活用技術の開発が必要

要望

- ① 軽油引取税の免税
- ② 自治体等が行うバイオマス活用技術の開発への支援拡充



ごみからバイオエタノールを製造する「都市油田」発掘プロジェクトの実証プラント

水素エネルギーの普及拡大

課題

- ① 燃料電池自動車は国の補助を活用しても, 車両価格が約 550 万円であるなど, 普及に当たっては高額
- ② 高圧ガス保安法等により, 水素ステーションの設置に制約があることから, 良好な立地に設置ができない。
- ③ 設置費用は, ガソリンスタンドの約 5 倍(5 億円)と高額

要望

水素エネルギーの普及拡大のための規制緩和及び財政支援の拡充

本市では, 燃料電池自動車を活用したカーシェアリング事業や, 体験型水素学習事業を実施



28 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 地方分権改革の推進

京都市の地方交付税＋臨時財政対策債は、ピーク時の15年度から大幅に減少（△495億円、△38%）し、臨時財政対策債が占める割合は42%まで上昇しています。

こうした地方財政の厳しい実態をはじめ、現行の指定都市制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (4) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
- (5) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障
- (6) ふるさと納税制度の見直し（ワンストップ特例における所得税振替え分も含む住民税減収に対する適切な補てん、高額所得者優遇の住民税控除の見直し、返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直し）
- (7) マイナンバー制度の普及促進と更なる有効活用に必要な対応及び十分な財政措置

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ①地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること**
- ②必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること**

地方財政計画の見込みと実態が大きく乖離！

地方財政計画における地方税等の収入見込が本市の実態と大きく乖離しており、必要な地方交付税が確保できていない。

28年度の地方財政計画では、地方税、一般財源総額とも増収の見込みであったが、本市では**市税等が落ち込む状況の中、地方交付税等も△80億円と大きく削減され、一般財源収入が対前年度で大きく減少した。**

また、このような減収に対する精算・補てん制度も対象が一部の税目に限られるなど不十分であり、制度の改善が必要。

(参考—28年度地方財政計画の状況)

地方税の対前年度伸び率 +3.2%

一般財源の対前年度伸び率 +0.1%

景気変動の影響を受けやすい
配当割、株式等譲渡所得割、
地方消費税等の交付金が対象外

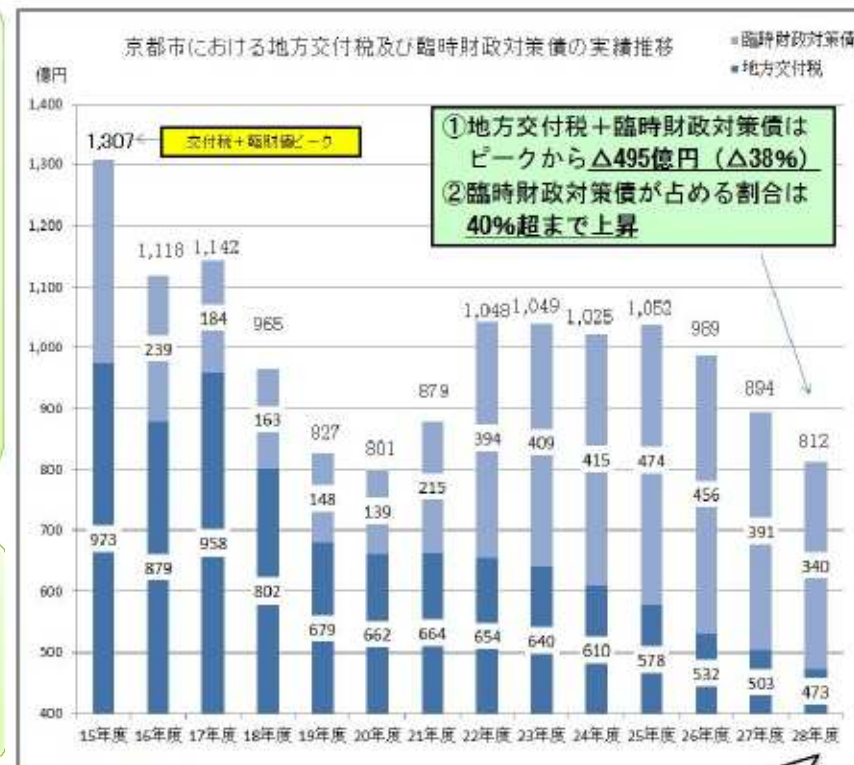
市民の安心安全に必要な財源が大きく削減！

基準財政需要額の推移を見ると、**社会福祉関連経費及び臨時財政対策債の償還費以外は大きく削減(40億円/年)され、例えば、道路、河川、学校などの修繕をはじめ、安心安全の推進に必要な財源が年々減少しており、財政運営に支障をきたしている。**

(単位：億円)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	25～28年度 平均増△減
基準財政需要額	2,910	2,898	2,905	2,880	△10
うち社会福祉関連経費	1,144	1,180	1,150	1,171	+9
うち臨時財政対策債の償還	114	134	155	171	+19
上記以外のサービスに要する経費	1,652	1,584	1,600	1,538	△38

※ 社会福祉関連経費 = 生活保護費 + 社会福祉費 + 保健衛生費 + 高齢者保健福祉費



毎年40億円の
大きな削減

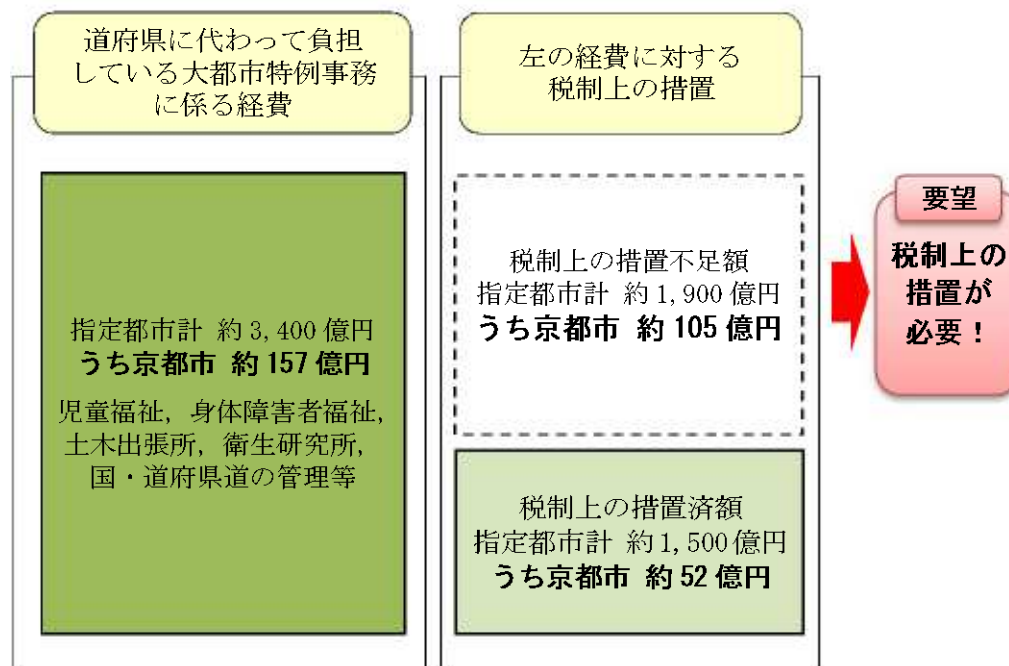
地方交付税等のピークである15年度と比べると、市税の伸びが**170億円程度の増に止まる一方で、地方交付税等の減は、それを大きく上回る495億円(△38%)の減**

事務配分の特例に対応した 大都市特例税制の創設

現状・課題

京都市をはじめ指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っている。国・道府県から指定都市への税源移譲により、事務配分の特例に対応した、大都市税源の拡充強化が必要。

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額
(平成 28 年度予算に基づく概算)



新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度の課題

- 特例的・部分的な事務配分
⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障
- 道府県との不明確な役割分担
⇒ 非効率な二重行政の発生
- 責任・権限に応じた税財政制度の不存在
⇒ 受益と負担のねじれの発生

要望

抜本的な問題解決のためには、
「特別自治市※」の創設が不可欠

〔※ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた
地方が行うべき事務の全てを一元的に処理 など〕

「特別自治市」創設による効果

- ① 地域実情に応じた施策展開
- ② 効率的な体制整備, 行政コスト削減
- ③ 市民の利便性向上
- ④ 受益と負担のねじれの解消
- ⑤ 行政課題への的確な対応

大都市の特性をいかし、
個性豊かで活力に満ちた社会を実現!

ふるさと納税の制度見直し

現状・課題

返礼品競争と寄付金控除の拡充により、ふるさと納税が急拡大
⇒ 28年度の寄付金控除額 約10億円
全国的なふるさと納税の拡大により、
29年度も寄付金控除額の増加が見込まれる！

ふるさと納税制度の問題点

- ・過熱する返礼品競争により、制度の趣旨がゆがめられている。
- ・住所地において享受する行政サービスの原資となるべき住民税が大きく減少し、財政運営に多大な影響を及ぼしている。
- ・寄付金控除に対する交付税措置があるが、個別団体の実態が反映されておらず、補てんが不十分である。

要望

- ① **住民税減収に対する補てんを適切に行うこと！**
また、ワンストップ特例制度については、地方の減収分に対して補てんされる仕組みがないことから、財源措置が必要である。
- ② **高額所得者優遇の住民税控除の見直しや、返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直しを行うこと！**

マイナンバー制度の普及促進と更なる有効活用及び十分な財源措置

制度の普及促進と更なる有効活用

制度の普及促進のためには、国民がマイナンバーカード取得等のメリットや必要性を実感できる有効な取組の早期実施ときめ細やかな情報提供が必要

要望

- ① 制度のメリットが実感できるよう、情報弱者に配慮しつつ、マイナンバーカードを活用した実効ある取組の早期実施及び自治体が参画しやすい仕組みの構築を！
- ② 制度の普及促進に重要な役割を担う自治体等に迅速かつ的確な情報提供を！

自治体におけるカード交付事務等に必要な財源の措置

全国的にマイナンバーカードの普及率は低調であるが、今後、カードの利用範囲の拡大により、国民がメリットを享受できるようになれば、カードの申請は大幅に増加することが見込まれることから、市町村においては、円滑かつ確実な交付事務が遂行できる交付体制の確保が不可欠。

要望

当該事務は法定受託事務であり、必要な経費は**全額国庫負担**とすべき！

平成28年度は4億5千万円の必要経費に対し、補助金は1億1千万円